

五所川原市立三好小学校いじめ防止基本方針

本方針は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律 71 号)第十三条により、三好小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているもの」をいいます。また、「けんか」であってもいじめとなる場合があるので、しっかり調査します。

2 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有し、以下に取り組みます。

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子供が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子供が発達の段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明しいじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- (5) 学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況の把握に努める。

3 いじめ対策のための校内組織の設置

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、該当担任からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織(いじめ防止対策委員会)を設置します。ただし小規模校である本校の実態から、基本的には全職員ですべての事案に対応します。

「いじめ防止等対策委員会」の役割は、具体的には次の通りとします。

- 学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割等

4 いじめ未然防止、早期発見、早期対応等に関する取り組み

いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け、学校全体で積極的に取り組み、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努めます。地域においても、子どもを温かく見守る環境作りを進めます。いじめの発見・通報を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を中核として、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下速やかに対応します。

5 いじめ解消の定義

いじめの解消は、「いじめに係る行為が三ヶ月以上、止んでいること」と、「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと」の二つの要件を満たすこととします。

6 重大事態への対処

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなど重大な事態が発生した場合には、市基本方針並びに文科省のガイドラインにより、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告し、その後の調査の仕方や対応について相談します。また、児童や保護者からの申し立ては、学校が把握していない重要な情報である可能性もあることから、しっかりと調査をします。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱うべきものであると認めるときは、教育委員会の指導・助言の下、所轄警察署と連携して対処します。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

7 保護者への連絡と支援・援助

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の指導とその保護者に対する助言を行います。また、事実確認により、判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

8 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがあります。その際には、教育的配慮に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促します。

9 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表します。

平成26年1月策定
平成27年8月一部改訂
平成30年4月一部改訂

平成30年度 学校いじめ防止プログラム

五所川原市立三好小学校

学期	月	いじめ防止対策委員会	防止対策	早期発見	備考
一学期	4月	◆いじめ防止対策委員会 (含生徒指導情報交換会) ・基本方針の確認 ・年間計画の確認 ◇保護者向け啓発資料	学級づくり 人間関係づくり (学級・縦割り班活動) 信頼関係の構築 「児童のやくそく」 指導	アンケート 児童観察 チャンス相談	入学式・始業式 参観日 学校評議員会
	5月	◆いじめ防止対策委員会 (含生徒指導情報交換会) ・参観日を受けて	学習規律指導 児童実態把握 体験活動 生活目標(代表委員会)	アンケート 児童観察 教育相談週間	運動会
	6月	◆いじめ防止対策委員会 (含生徒指導情報交換会) ◆教員研修会	道徳強化月間 共通価値項目授業	アンケート 児童観察 チャンス相談	なかよし集会 修学旅行 参観日
	7月	◆いじめ防止対策委員会 (含生徒指導情報交換会) ・参観日を受けて	学級経営の見直し	アンケート 児童観察 チャンス相談 ◇保護者面談	なかよし集会 学校自己評価 終業式
二学期	8月	◆いじめ防止対策委員会 (含生徒指導情報交換会) ・保護者面談 ◆教員研修会	児童実態把握 学級づくり 生活目標(代表委員会)	アンケート 児童観察 チャンス相談	サマースクール 始業式
	9月	◆いじめ防止対策委員会 (含生徒指導情報交換会)	体験活動 人間関係づくり	アンケート 児童観察 チャンス相談	なかよし集会 宿泊学習
	10月	◆いじめ防止対策委員会 (含生徒指導情報交換会)	生活目標(代表委員会)	アンケート 児童観察 教育相談週間	学習発表会 収穫感謝祭
	11月	◆いじめ防止対策委員会 (含生徒指導情報交換会)	生活目標(代表委員会)	アンケート 児童観察 チャンス相談	なかよし集会 長縄大会 学校関係者評価
	12月	◆いじめ防止対策委員会 (含生徒指導情報交換会) ◇情報モラル保護者啓発	情報モラル指導	アンケート 児童観察 チャンス相談	参観日 終業式 学校自己評価

三 学 期	1 月	◆いじめ防止対策委員会 (含生徒指導情報交換会)	児童実態把握 生活目標(代表委員 会) 人間関係づくり	アンケート 児童観察 教育相談週間	なかよし集会 始業式
	2 月	◆いじめ防止対策委員会 (含生徒指導情報交換会) ・いじめ防止対策の評価 ・次年度の年間計画見直し ◇自己評価等の公開・報告	道徳強化月間	アンケート 児童観察 チャンス相談	スキー教室 節分集会
	3 月	◆いじめ防止対策委員会 (含生徒指導情報交換会) ・次年度年間計画作成		アンケート 児童観察 チャンス相談	参観日 学校評議員会 卒業生を送る会 卒業式 修了式

いじめ対応マニュアル

五所川原市立三好小学校

	児童にかかわる取組内容			保護者との連携や依頼内容
○未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○わかる授業作りに努め、すべての児童が参加・活躍できる授業を行う。 ○個々の価値観が違うことを理解させる。(道徳・特活) ○正しい判断力を身に付けさせる。(道徳・特活) ○道徳教育の充実を図る。(善悪の判断、親切・思いやり、よりよい学校生活、生命尊重等) ○奉仕活動、体験活動へ積極的に取り組ませる。 ○情報モラル教育を推進する。 			<ul style="list-style-type: none"> ○自他の物を区別し、大切に扱う心を育てる。 ○ゲームやインターネット等のルール作りを行う。 ○生活の様々な機会を通して善悪の判断をつけさせる。 ○地域での様々な体験への参加と社会性を育ませる。
○早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○児童一人一人をより理解し、声をかけて話を聞く。 ○面談やアンケートによる情報収集を行う。 ○持ち物等にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究をする。 			<ul style="list-style-type: none"> ○日常積極的な子どもとの触れ合いと会話を多くする。 ○服装の汚れや乱れ、怪我のチェックをする。 ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意する。 ○保護者面談で情報交換する。
○早期対応	○暴力を伴ったいじめ	○いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握と迅速な初期対応をする。 ○登下校時や休み時間にも教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話に耳を傾け、心情や事実を把握するようにする。 ○いじめ問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		○いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的解決を図る。 ○関係機関との連携をとる。(警察・児童相談所等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、自分の子どもの言い分を十分に聞くことを促す。 ○被害児童や保護者への適切な対応をするように伝える。(謝罪等)

○暴力を伴わない	○いじめられた側	<p>○本人や周辺からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握と迅速な初期対応をする。</p> <p>○登下校時や休み時間にも教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的解決を図る。</p>	<p>○子どもを守り抜く強い姿勢を見せることと、子どもの話に耳を傾け、心情や事実を把握するようにする。</p> <p>○いじめ問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。</p>
いじめ	○いじめた側	<p>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめをやめさせる。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的解決を図る。</p> <p>○関係機関との連携をとる。(警察・児童相談所等)</p>	<p>○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</p> <p>○事実を冷静に確認し、自分の子どもの言い分を十分に聞くことを促す。</p> <p>○被害児童や保護者への適切な対応をするように伝える。(謝罪等)</p>
○行為がわかりにく	○いじめられた側	<p>○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守る」ことを約束する。</p> <p>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての的確に把握し、迅速な初期対応する。</p> <p>○登下校時や休み時間にも教師による見回りを実施する。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的解決を図る。</p>	<p>○子どもを守り抜く強い姿勢を見せることと、子どもの話に耳を傾け、心情や事実を把握するようにする。</p> <p>○いじめ問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。</p>
いじめ	○いじめた側	<p>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを防止する。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p> <p>○関係機関との連携(カウンセラー・児童相談所等)</p>	<p>○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</p> <p>○事実を冷静に確認し、自分の子どもの言い分を十分に聞くように促す。</p>
○直接関係がない児童		<p>○傍観することはいじめに加担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみや心情を理解させる。</p> <p>○友だちの言いなりにならず、自分の意思で行動することの大切さを指導する。</p>	<p>○いじめに気づいた場合、傍観者とならず、勇気を持って、先生や親に話すように子どもに伝える。</p> <p>○いじめはだれもが加害者、被害者になりうることを理解し、どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い気持ちが持てるようにする。</p>